

病院局契約指名業者選定等委員会要綱

令和6年3月27日病院事業管理者専決

5川病経第2337号

(目的及び設置)

第1条 病院局が執行する物品の調達、貸付又は借受け、委託業務等の契約事務において、川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号。以下「契約規程」という。)第24条第1項及び川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第39号)第7条第3項の規定に基づく指名競争入札及び随意契約の場合における指名業者(以下「指名業者」という。)の選定について、公正かつ的確な執行を確保するため、病院局契約指名業者選定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務及び委員)

第2条 委員会は、指名競争入札による契約及び契約規程第27条各号に定める金額を超える随意契約(委託契約については、地方公営企業法施行令(昭和19年政令第397号。以下「施行令」という。)第21条の13第1項第1号を除く全ての随意契約とする。)について、必要な事項を審議する。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約については、この限りでない。

- (1) 病院局が執行する物品調達契約の契約方法について、別の定めを適用を受けるもの。
- (2) 賃貸借の目的物を特定の不動産とする契約。
- (3) 法令又は本市の条例、規則、要綱等に基づく事業に係る契約で契約の相手方が限定されるもの。
- (4) その他病院事業管理者が別に定める契約

2 委員会の名称、委員長、委員の構成及び所掌事務は、次のとおりとする。

【物品の調達、貸付又は借受け】

名 称	委員長	委 員	所 掌 事 務
第一委員会	病院事業管理者	病院局長 総務部長 経営企画室長 川崎病院長 井田病院長 川崎病院事務局長 井田病院事務局長	契約予定金額が10,000,000円を超える物品の調達、貸付又は借受けに関する指名業者の選定を行うこと。
第二委員会	病院局長	総務部長 経営企画室長	契約予定金額が7,000,000円を超え10,000,000円以下の物品の調達、貸付又は

		経営企画室経理担当 課長 川崎病院副院長 井田病院副院長 川崎病院事務局長 井田病院事務局長	借受けに関する指名業者の選定を行うこと。
第三委員会	経営企画室長	総務部長 総務部庶務課長 経営企画室経理担当 課長 川崎病院庶務課長 井田病院庶務課長	契約予定金額が7,000,000円以下の物品の調達、貸付又は借受けに関する指名業者の選定を行うこと。

【委託業務等の契約】

名 称	委員長	委 員	所 掌 事 務
第一委員会	病院事業管理者	病院局長 総務部長 経営企画室長 川崎病院長 井田病院長 川崎病院事務局長 井田病院事務局長	契約予定金額が100,000,000円を超える委託業務等に関する指名業者の選定を行うこと。
第二委員会	病院局長	総務部長 経営企画室長 経営企画室経理担当 課長 川崎病院副院長 井田病院副院長 川崎病院事務局長 井田病院事務局長	契約予定金額が10,000,000円を超え100,000,000円以下の委託業務等に関する指名業者の選定を行うこと。
第三委員会	経営企画室長	総務部長 総務部庶務課長 経営企画室経理担当 課長 川崎病院庶務課長 井田病院庶務課長	契約予定金額が10,000,000円以下の委託業務等に関する指名業者の選定を行うこと。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 4 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。
(会議等)

第3条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第4条 委員長は、病院事業管理者が別に定める場合には、契約締結を依頼した課（当該契約に関係する部局の課を含む。）の職員その他の関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(指名業者の選定基準)

第5条 委員会は、指名業者の選定をしようとするときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状況
 - (2) 過去の本市における委託業務等に係る実績等
 - (3) 他に受託している業務の進捗状況
 - (4) 受託業務を遂行するための技術的適性、資材等の保有状況
 - (5) その他の必要事項
- 2 委員会は、随意契約の相手方として1業者を選定する場合は、施行令第21条の13第1項第2号から第9号までの規定に該当するかどうかを特に慎重に審議しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営企画室において処理する。

(手続)

第7条 総務部庶務課長、経営企画室担当課長又は病院長は、委託業務等の契約を締結しようとするときは、原則として委員会開催日の10日前までに契約締結依頼書（第2号様式）を病院局長宛てに提出するものとする。

- 2 委託業務等を主管する課長（担当課長を含む。以下同じ。）又は科長は、川崎市病院局プロポーザル方式（業務委託）に関する事務取扱要綱（平成22年12月1日病院局長専決）の規定に基づき、提案書に基づく審査により業者を特定しようとするときは、プロポーザル方式付議依頼書（第3号様式）を委員長宛てに提出するものとする。
- 3 前項の依頼書を提出した課長又は科長は、プロポーザル評価委員会終了後、速やかに委員会に評価結果等を報告しなければならない。

(持回り議決)

第8条 第3条の規定にかかわらず、委員長は、特に緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、持回り議決書（第4号様式）によつ

て審議を行うことができる。この場合の案件の審議については、委員長を含む委員の定数の3分の2以上の決裁をもって承認されたものとみなす。

(事後承認)

第9条 特命随意契約の理由が、施行令第21条の13第1項第5号の規定に基づく案件で、事前に委員会に諮ることが困難な場合は、一括して事後に委員会の承認を得なければならない。

(委員長の専決事項)

第10条 第3条及び第8条の規定にかかわらず、病院事業管理者が別に定める契約については、委員会の議決に代えて委員長が専決することができる。ただし、委員長が必要と認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第11条 委員長、委員、第4条の規定に基づき委員会に出席した者及び事務局並びに第8条に規定する持回り議決及び第10条に規定する委員長の専決事項に関与した者は、委員会の審議に関する事項を他に漏らしてはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 病院局契約指名業者選定委員会要綱（28川病総経第862号）は、廃止する。

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の病院局契約指名業者選定等委員会要綱の規定は令和6年4月1日から適用する。